

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 協議の場を設けた範囲

御返地地域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 8 月 30 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 34

法人	3 経営体
個人	31 経営体
集落営農（任意組織）	0 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6 地域農業の将来のあり方

- 水稲については、基盤整備事業による農地の有効活用を進め、複数年契約によるいわてっこ及び酒造好適米ぎんおとめの栽培を引き続き推進し、高付加価値化を図る。
- 葉たばこについては、生産性の向上に努め、減廃作地が発生した場合は有効活用を図る。（輪作や戦略作物等の作付）
- 耕種農家と畜産農家による資源循環の取組みを推進する。
- 生産コストの低減、経営の複合化により、経営の安定を図る。
- 地域として後継者の経営継承や新規就農者を支援していく。
- 集落内の農地について、各種補助事業を活用した耕作条件の改善を進め、改善不能な農地は非農地化を含めた土地の有効活用を図る。

以上

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 協議の場を設けた範囲
浄法寺地域

2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 12 月 21 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数 159

法人	3 経営体
個人	155 経営体
集落営農（任意組織）	1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

- 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6 地域農業の将来のあり方

- 葉たばこについては、生産性の向上に努め、減廃作地が発生した場合は有効活用を図る。
- 畜産の産地拡大を図る。
- 園芸作物（りんどう等）の産地拡大を図る。
- 野菜（椎茸・いちご等）・果樹の産地拡大を図る。
- 各集落で推進する重点作物については、加工食品の開発や販売等により、6 次産業化及び高付加価値化を図る。
- 畜産農家と連携し、飼料用米・飼料作物の作付けを行い複合化を図る。
- 後継者となる青年就農者がいるため、地域内の連携を強め、集落の担い手となるよう協力していく。
- 規模拡大を希望する地域では、地域内の連携を強めながら農地の集積を推進する。

以上